

新たな子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援関連3法が平成24年8月10日に成立し、27年度からの本格施行をめざしている。

子ども・子育て支援の充実を図るといふ制度変革の趣旨・目的を短期間で具体化し、円滑な移行を進めるためには、地方自治体をはじめとした関係者への十分な説明と協議を行うとともに、利用者、事業者の理解が得られるよう、広報・周知に努める必要がある。

新制度の実施に当たって、地域の実情に十分に配慮した子ども・子育て支援の確実な充実が図られるよう、次の点について要請する。

- 1 現行の運営費の対象となっていない、アレルギー児や被虐待児等への個別的・専門的対応、食育や地域の子育て支援などの経費も新制度における公費負担の対象とすること。
- 2 現在、地方自治体が待機児童対策のために独自に認定している保育施設を新制度における公費負担の対象施設とできるよう、施設認可の基準の設定について地方の裁量を拡大すること。
- 3 保育需要の拡大に対応し、子ども・子育て支援に係る人材を確保・育成するため、保育士・幼稚園教諭等の待遇改善や育成が十分に図れる給付水準の設定など、実効性ある対策を講じること。
- 4 保育所等の整備を円滑に進めるため、平成24年度末が期限となっている安心子ども基金の延長の早期決定と積み増しを行うこと。

また、国と地方との協議のもと制度設計を早急に行い、新制度移行に必要な準備にかかる経費や、地方独自の子育て支援施策、地方自治体が認定している保育施設への助成も含め、財政措置を講じること。

- 5 新制度移行後における、児童福祉法に基づく保育所整備への交付金については、増大する保育需要への対応が適切に図られるよう、現行の安心こども基金の補助水準（補助率：4分の3以内）を維持するとともに、必要な予算を確保すること。

平成24年11月26日

文部科学大臣 田 中 眞紀子 様
厚生労働大臣 三 井 辨 雄 様
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
中 塚 一 宏 様

九都県市首脳会議

| | | |
|----|---------------|---------|
| 座長 | 千 葉 市 長 | 熊 谷 俊 人 |
| | 埼 玉 県 知 事 | 上 田 清 司 |
| | 千 葉 県 知 事 | 森 田 健 作 |
| | 東 京 都 知 事 代 理 | 猪 瀬 直 樹 |
| | 副 知 事 | 黒 岩 祐 治 |
| | 神 奈 川 県 知 事 | 林 文 子 |
| | 横 浜 市 長 | 阿 部 孝 夫 |
| | 川 崎 市 長 | 清 水 勇 人 |
| | さいたま市長 | 加 山 俊 夫 |
| | 相 模 原 市 長 | |